＠Ｔ ＣＯＭ（アットティーコム）ヒカリ電話端末設備貸出サービスに係る利用規約（西日本）

第１条　（規約の適用）

当社は、この＠Ｔ ＣＯＭ（アットティーコム）ヒカリ電話端末設備貸出サービスに係る利用規約（以下「規約」といいます。）を定め、当社インターネット接続サービス契約約款（以下「接続サービス契約約款」）とこの規約により、光コラボ事業者である当社が西日本電信電話株式会社の端末設備貸出サービスに係る利用規約（以下、「端末利用規約」といいます。）の端末設備貸出サービスを用いて提供する端末設備貸出サービス（以下、「＠Ｔ ＣＯＭ（アットティーコム）ヒカリ電話端末設備貸出サービス」といいます。ただし、当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第２条　（規約の変更）

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

第３条　（契約内容）

当社は、端末利用規約に定める下記の端末利用を当社が＠Ｔ ＣＯＭ（アットティーコム）ヒカリ電話端末設備貸出サービスとして提供します。この場合、端末利用規約の当社は株式会社ＴＯＫＡＩコミュニケーションズと読み替えます。

２．接続サービス契約約款の定めと端末利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、接続サービス契約約款の定めが優先して適用されるものとします。

３．この規約の定めと端末利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、この規約の定めが優先して適用されるものとします。

端末利用規約における規定
メニュー１にかかるもの

第４条　（対象回線）

この規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社が接続サービス契約約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第５条　（提供条件等）

１．端末利用規約が変更されることにより、利用料金及び工事に関する費用の割引等が新

たに設定された場合であっても、この規約に基づいて当社が利用者に提供する対象回線に関する端末設備貸出サービスについては、当該割引の対象外とします。

２．利用回線の転用に伴う端末設備貸出サービスの転用に係る料金その他の債務の取扱いは、@Ｔ ＣＯＭ（アットティーコム）ヒカリの場合に準じます。

３．この規約に定める事項以外については、端末利用規約の定めが適用されるものとします。

第６条　（提供料金）

当社は、この規約の第１項に規定する端末設備貸出サービスについては、端末利用規約　料金表に定める利用料金に代えて、次に定める額を適用します。

ア）メニュー１に係るもの

機器利用料

月額

区分				料金額（税別）
タイプ２に係るもの	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置	基本装置	Ｉ－１型	100 円
			Ｉ－２型	100 円
			Ⅱ型	100 円
			Ⅲ型	100 円
		増設装置		100 円

※ＩＳＤＮ回線対応端末収容装置、映像通信対応装置は提供しません。

イ）工事に関する費用

月額

区分			単位	工事費の額（税別）
機器工事費	ア　イ～エ以外のもの	設置	１装置ごとに	1,500 円
		設定	１装置ごとに	1,000 円

※メニュー１に係るものに限ります。

※上記の規定にかかわらず、@Ｔ ＣＯＭ（アットティーコム）ヒカリ利用規約に規定する@Ｔ ＣＯＭ（アットティーコム）ヒカリの回線終端装置工事と１つの工事で施工する場合は、機器工事費、設置の支払は要しません。

ウ）その他の料金及び工事に関する費用

ア）及びイ）以外の料金及び工事に関する費用については、端末利用規約の

規定に定めるところによります。

第７条　（個人情報の第三者への開示等）

申込者又は利用者の情報に関する取扱いは、@Ｔ ＣＯＭ（アットティーコム）ヒカリ電話利用規約の規定を準用します。

以上